

児童虐待に関する万国津梁会議の意見

令和元年 11 月

目次

1	はじめに	1
2	万国津梁会議の意見	2
(1)	子どもの権利	2
(2)	子どもの声・意見の汲み上げ	2
(3)	虐待の背景	3
(4)	子ども自身の安全確保	4
(5)	子どもと保護者の支援	4
(6)	予防、早期発見、通告、早期対応	5
(7)	体罰の禁止	6
(8)	制度・体制の整備	7
3	おわりに	9

1 はじめに

平成 12 年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」の施行から 19 年が経過している。この間、児童福祉法と合わせ 7 回の大きな改正が行われ、発生予防、早期発見、虐待を受けた子どもの保護・自立支援など、切れ目のない支援が行われるよう対策が推進されてきた。

しかしながら、児童相談所における児童虐待相談件数は年々増加し、平成 30 年度では全国及び沖縄県の件数はともに過去最高となるとともに、全国での児童虐待による死亡事例は後を絶たない状況である。

特に本県においては、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもの貧困、DV相談件数の多さ等、深刻な状況があるが、それらが児童虐待の背景となっていることなどが指摘されている。

万国津梁会議は、5つの分野から構成されており、専門家から意見を聴き、今後の県の施策等に反映するため設置された会議である。今年度は、「人財育成・教育・福祉・女性」分野のうち、児童虐待の防止等について沖縄県からテーマが示され、知事から選任された各委員がそれぞれ専門の立場からさまざまな議論を行った。

この意見は、各委員から発言のあった意見を 8 つの項目で整理を行い、「主な意見」としてまとめたものである。

2 万国津梁会議の意見

(1) 子どもの権利

子どもは、自由かつ独立の人格を持った権利の主体であり、子どもを未成熟な保護の客体として扱うのではなく、子どもを一人の人間として尊重しなければならない。

すべての子どもは、健やかに成長し発達する権利を持っており、子どもが持っている無限の可能性を十分に発揮できるよう、子どもの権利を保障することは、大人及び社会の責務である。

子どもは、大人とともに社会を構成する大人と対等かつ全面的なパートナーであり、大人は子どもの支配者ではない。子どもは、その最善の利益が確保され、生きる、育つ、守られる権利、意思決定や意見表明が尊重されながら社会に参加する権利がある。そして、このような権利が保障されることは、民主主義の根幹をなす。子どもの権利条約の基本理念に則り、子どもの権利が保障されるシステムを作らなければならない。

SDGs との関係でいえば、子どもの権利、人権の尊重というところは、誰一人取り残さないというところで、まさに共通している。また、沖縄県で深刻な子どもの貧困を、子どもの権利の問題だという視点で、恒常的・総合的に取り組んでいくことが必要である。

このような子どもの権利の重要性、子どもの権利が十分に保障されていると言いがたい現状を踏まえ、子どもの権利を普及・啓発するとともに、子どもの権利全般を保障するような条例を制定する必要がある。

(2) 子どもの声・意見の汲み上げ

虐待や体罰を受けている子どもには、辛いとか、苦しい、悲しいという気持ちを感じてはいけないとか、感じていても言っていないかと思っている子たちが相当数いる。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの支援者が入ってきているが、実際にそれが子どもの声を拾えているかという点、現場によっては非常に難しい部分もある。

子どもは、意見表明をしてもよいということを実感しておらず、意見表明が大事ということ子どもが毎日過ごす学校という日常レベルの教育の実践から作っていかなければならない。また、虐待の相談経路について、警察が全体の6割を超える一方で、学校は約1割にとどまり、子どもたちが日常を過ごす学校が、SOSを発信できる場所になっていないともいえる。

学校現場において子どもたちの意見を汲み上げていくためには、教師が生き生きとゆとりを持って教育活動に取り組めるようなシステムを作っていくことが必要である。

虐待などについて勇気を出して言う子もいるが、実際に子どもたちが現場でどうやって声を上げられるのか、周りの大人がどうやって拾うのかというシステムが大事である。

弁護士が学校に入っていく「スクールロイヤー」について、学校が保護者等とのトラブルになったときに学校を守るためではなく、子どもの意見表明権を保障する目的・立場で配置すること、子どものオンブズマン制度を創設することなど、子どものSOS、声、意見をしっかり汲み取るためのアドボカシーの制度や支援が必要である。

不適切な養育を受けて、心傷ついた子どもは「他ならない自分という自信を持ちたい、自分を受け入れてほしい、自分の力を応分に発揮して人に認められたい」という気持ちを持っている。

施設での措置では、年齢の幅があり、保護が必要で傷ついている子どもと、年齢が高く反社会性が進んでいる子どもとが一緒にいる。人間は自分のこれから先の時間について予測を持つことが大事であるのに、いつまで、何の目的でここにいるか知らされずにずっといるということは、子どもの立場に立つと、とても不安があるはずである。

児童相談所の一時保護に際しては、子どもの権利、子どもの意思決定を尊重するという観点から、子どもに丁寧の説明すること、過度な自由の制約とならないようにすること、子どもの意見を汲み取るシステムを拡充することなど、権利擁護を推進しなければならない。

(3) 虐待の背景

父親たちは、学校の体罰容認の時代にその洗礼を受け、今は虐待をする側に回る負の連鎖、世代間連鎖が起きていないか。

母親の側からは、「ペアレンタルバーンアウト」¹という概念も必要で、そこには情緒的消耗感、脱人格化、個人的達成感の欠如という三因子がある。「子育てってこんなに大変だと思わなかった」と感じ、そこで親自身が傷付き、脱人格化ということが起きるが、そのトラウマにも意識が必要である。

沖縄県の課題である若年出産の問題と、虐待の問題は重なっている部分がある。

若年出産をした者の中には、自身の親と関係性が良くないケースもあり、支え手が少ない中での子育てで困難が重層化しており、公的な保育を優先的に受けられるための制度設計が必要と考えられる。

虐待による死亡事例は0歳が最多であること等を踏まえると、妊娠から出産の時期に支援することが重要である。このことから、望まない妊娠や10代の妊娠、特定妊婦の方等が相談できる窓口の周知やアクセスしやすい相談方法（電話・SNSなど）の検討を行うとともに、産婦人科から小児科、精神科との連携や地域との連携が必要である。

¹ 親の燃え尽き症候群で、高レベルの疲労、不十分な感情、および感情的な剥離等が起こる。

虐待の背景には、発達の特長や遅れ等の影響で子育てがしにくい場合等が原因で、虐待的な関わりを喚起してしまうことがあるが、子どもの特性を理解することで子育てがしやすくなるため、健診等で発達の遅れや偏りが疑われた母子をサポートする親子教室等を各市町村で展開することが必要である。

(4) 子ども自身の安全確保

子どもたちには、苦しい思いをしているのであれば逃げても良いということや、子どもシェルターなど受け入れ支援してくれる場所があるということを知ってもらうことも大事である。

一方で、虐待が中学生位から少なくなるのは、虐待を受けた子どもが家から外に出て生活しようとすることも影響していると考えられ、心に傷を負ったままで危ない形で大人になろうとしてしまうという問題もある。そのため居場所のない子どもを受け入れ支援をする子どもシェルターなど社会の受け皿の充実が重要である。

(5) 子どもと保護者の支援

親と子どもが膠着状態で苦しい状態のとき、その家族を応援する人達が「一緒にやりましょう」という意識で子どもに関わる、親子に風を入れるということがいろいろなレベルで大事である。

人は普通の生活をしているとき、家族は空気のように必要でもその有り難さを実感しないが、何らかの生きづらさに出会うと、いかに家族が大切な意味を持つかに気づく。

一方で、実際に虐待を受けている子どもは、このような境遇の中、なんとかよい家族でありたいと苦しみ、葛藤している。親を支援することは必要で、家族統合を目指すことは大事なことだが、安定して心地よいものとして家族の存在が強調され、家族統合が早急になされることなどが無いよう支援する必要がある。

虐待者・被虐待者の治療は大事だが、治療ということを前面に出さないで、その人がどう自尊心を回復するかということを考えることが重要である。

被虐待児が回復するには、狭義の専門的技法による支援ばかりでなく、生活を通しての回復、子どもを一人の人として遇する気持ちを持つ人に出会うこと、その子どもの素質、力を応分に発揮して認められ、受け入れられることが必要である。

暴力を受けた気持ちの収め方は、マニュアルで学んだとしても根付くものではない。

自分で本当に問題を引き受けて、自分自身の課題として考えなければ、自分がそれと気づかずに持っている問題傾向は変容しない。人間の尊厳というのはやはり「他ならない自分」というものを保障されるということにあることを理解する必要がある。

子どもシェルターは、苦しい思いをしている子どもの一時的な緊急避難先であると

ころ、保護することを第一の目的としており、中長期的に子どもたちの支援ができない。家庭復帰や一人暮らしが困難な子どもを中長期的に受け入れて自立を支える居場所が非常に限られており、退所先が見つかりにくいという現実がある。10代後半の子どもたちが家から出たときに中長期的に生活できる居場所として、シェアハウスなどの生活の場所が必要である。

沖縄県の課題として男性、父親による虐待の割合が全国に比べ高いことを踏まえ、男性に対する支援の意識を持つ必要があるが、虐待の背景や面接指導の実施時期を考慮するなど、虐待している親への寄り添った支援のアプローチが必要である。

介入の最初の部分の一時保護においては、医療につながることで親・子双方の自尊心への配慮となり得るので、医療とのタイアップを進めていく必要がある。

また虐待を受けた本人が、精神的影響に係る回復のサポートを受けることができるような、支援システムが必要である。

(6) 予防、早期発見、通告、早期対応

沖縄県の児童人口千人あたりの児童相談所での児童虐待相談対応件数は、全国平均に比べ少ないが、住民がどうやって連絡したらいいのかが分からないということもあるはずであり、もっと周知が必要である。

また、虐待されている子どもが、親が怖くて誰にも虐待について相談ができず、現実として支援に繋がっていない、統計上も出てこないケースが潜在的にあると考えられる。

子どもの逸脱行動は単に子どもの特性ではなく、背後に「保護されていない問題」「虐待を受けている問題」「暴力の問題」が色濃くあると考えられる。逸脱行動を単に子どもの特性として捉えてしまうのではなく、そのときの子どもの背後にある課題を、適切に捉える必要がある。

虐待予防の観点から、保護者が子育てに悩んだとき、どこに相談すればいいのか、怒りやイライラを鎮める方法などをまとめたリーフレットを作成し、体罰や虐待予防に関する情報を保育園、小学校などに通う子どもを持つ保護者に提供することが必要である。

児童虐待の疑いがあれば通告義務があることを周知するとともに、通告することに罪悪感を抱くことがないよう啓発していくことが必要である。

子どもの泣き声等に関し、通告があり、確認すると虐待でない場合がある。このような場合について、子育ての悩みに寄り添い支援することが、虐待予防に繋がるので、通告を受けた市町村や児童相談所においても、子育て支援の窓口や地域の保健師に繋げる等の対応が必要である。

学校現場では虐待やその疑いをいち早く把握できる面があるが、虐待は1つの機関や個人が抱えて解決できることではないので、多機関での連携が必要であることを学校に理解してもらう必要がある。

(7) 体罰の禁止

体罰について、国連の子どもの権利の委員会では「有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすことを意図した罰」としており、これが定義になると考えられるが、一般的には、体罰が何なのかということが出発点となる。

条例上体罰を禁止することは良いと考えるが、支援体制のシステム化など充実を図ることとあわせて条例を検討すべきである。

体罰によらないで子どもを育てる方法としてのマニュアルがあるが、それらを多く求めると、反発や支援者と支援される側の関係性に問題も生じる。

支援者には力量と関係性の維持が求められるが、支援者が体罰によらない子育てについて、基本的な知識をもって取り組んでいくことも必要と考えられる。また、体罰によらないで、どのようなペアレントトレーニングが必要なのか、ということも教育として必要である。

さらに、虐待した保護者へのメンター制度²も重要であり、どうアウトリーチ的に関わる必要があるか、家庭支援の中では必要になる。自分自身が家族の中で受けた暴言、暴力が、家庭の中での色々な連鎖により、家族という閉ざされた中で起きてしまうので、そこにおいて子どもがどんなふう動くのか、親がどんなふう動くのかというようなことに介入していくソーシャルワークが必要である。

問題がある家庭の保護者では、体罰以外に躰をするための方法が分からず、困っているケースがよくある。「体罰をなくす」ということよりも、どんな状態を目指し、どんな子育て、どんな対応ができたらいいのかということを考えることが大事である。

虐待をする親は、自分の育った環境に影響を受け、自分が受けた子育てと同じような形で、躰と称して暴力をふるう傾向がある。「怒る」とか「体罰を出す」ということは「困っていること」だというサインであるという認識を周囲が持つ必要がある。

育児を適切に行えない人々を徒に指弾するのではなく、そうせざるを得なかった背景のさまざまな要因に想いを致して再生を支援する、という姿勢が必要である。

虐待者と被虐待児が親子の場合、将来家族としての統合を目指さなければならない。体罰をした者を戒めるべきだという認識ではなく、治療や支援が同時進行で並行して行われる必要がある。

子どもの養育環境の改善を図るために支援するとともに、体罰をしてはならないと

² 指導者が対話での気づきと助言により、指導される者と関係を結んで自律的・自発的な発達を促す。

いう教育や啓発が重要である。

これらのことを考えると、条例による罰則規定など強権的な方法は控えるべきである。

条例については、親権者等に限らず、子どもと関わる全ての者について体罰を禁止するということと、体罰の定義（「有形力が用いられ、かつ、何らかの苦痛又は不快感、屈辱感を引き起こすことを意図した罰」）に当てはまる行為だけでなく、子どもの品位、品格を傷つける様な行為も禁止と条例で明文化する必要があるのではないかと。

「体罰禁止」と条例に謳えば虐待がなくなるという簡単なものではない。「体罰によらない形で子どもと一緒に育てよう」ということが具体的な支援の制度設計として作られることが大事である。

専門家ばかりでなく、一般の人々の中で、無理なく応分に支え合って生きようという精神文化が育まれることが必要である。制度の充実と精神文化を社会に育てていくことが望まれる。

(8) 制度・体制の整備

児童相談所の体制整備については、若手、中堅、ベテラン等がチームを組んで若手をきちんと育てていくことが大事であり、中・長期的、将来的に体制を充実させるという視点での体制構築が必要であり、スーパーバイズができる人の目標数値を設定するなど、計画的に対応していく必要がある。

また、児童相談所については、法改正を踏まえた介入機能と支援機能を分離した体制の構築を図っていく必要がある。

市町村によっては担当一人だけでケース等に対応し、その管理が十分でないところもあるので、複数人で組織的に評価して最低限のレベルを確保することと、それを外部からチェックできる体制整備が必要である。

市町村の児童相談担当職員の専門性を確保するためには、死亡事例等の結果を踏まえ、痛ましい事案がなぜ起きたのかということなどを参考にしながら、実践的な研修が必要である。

市町村においては、家庭児童相談室等の福祉分野と保健師の保健分野が部署として別々のところがあり、その分野の連携が必要である。

また、全市町村に設置が求められている「子ども家庭総合支援拠点」の沖縄県の設置が十分ではなく、「子育て世代包括支援センター」との役割分担の理解が進んでいないことから、連携して一体的に運用していく必要があり、同拠点が事務局機能を担う要保護児童対策地域協議会に、常勤の社会福祉士等有資格の専門職を調整担当者として配置することが必要である。

市町村に相談窓口が設けられているが、相談しようと思った時にすぐに電話番号が探せない、狭い地域だと相談しにくい、といった声が多数あることから、県内で統一した電話番号等により子育てについて気軽に相談できる体制の整備が必要である。

虐待の早期発見と介入、予防のために 低リスクから高リスクまで幅広い層を支援できるよう、一般市民向け、児童館等の子育て支援者向け、学校、医療機関など専門家向け等の各層に応じた研修会の開催が必要である。

中核市での児童相談所設置に関しては、現在 58 の中核市のうち 3 市が設置済みであり、設置予定が 1 市、設置方向で検討中が 5 市、31 市が設置の有無を含めて検討中である(中核市市長会調べ)。那覇市と同規模の市でも設置している。現在の対処療法的な関わりから脱却し、予防の観点から関わるができるよう体制整備を進めていく上でも、国の検討状況を踏まえながら、那覇市においても取り組まれるために、県が立ち上げ支援を行い、専門的人材の確保・育成等の課題については、那覇市と協働して進めていくことが望まれる。

市町村と児童相談所は、役割分担、連携を図りながら、常に協働して子どもたちの支援にあたることが求められており、それぞれの体制整備と合わせ、より緊密な連携を図って行く必要がある。

3 おわりに

「児童虐待に関する万国津梁会議」では、各委員がそれぞれの専門の領域での研究や実践等から、さまざまな意見が述べられ、活発な議論を行った。

その中で、各委員で共有した大きな柱としては、子どもは大人と対等で、権利が尊重されなければならない一人の人間であること、子どもの声を十分に拾い上げること、親と子の回復の支援が必要なこと、体罰によらない子育てを社会の中で培っていくこと、罰則ではなく親と子に寄り添うこと、支援体制の強化ときめの細やかな支援の実施などが挙げられる。

これらの意見が、今後、沖縄県における数値目標を伴った施策の展開や児童虐待防止条例の制定に反映され、県民全体が児童虐待防止に対する理解が深まり、児童虐待がなくなることを望む。

児童虐待に関する万国津梁会議 委員名簿

(任期：令和元年7月24日から令和2年3月31日まで)

委員名	所属（主な研究分野等）	備考
海野 千畝子 (うんの ちほこ)	兵庫教育大学臨床心理学コース 教授 (心理学、臨床心理学、トラウマ回復支援領域)	
村瀬 嘉代子 (むらせ かよこ)	日本心理研修センター 理事長 (社会系心理学、臨床心理学、心理学)	
上間 陽子 (うえま ようこ)	琉球大学教育学研究科 教授 (教育学、生活指導)	副委員長
比嘉 昌哉 (ひが まさちか)	沖縄国際大学総合文化学部 教授 (スクールソーシャルワーク、児童家庭福祉)	委員長
野村 れいか (のむら れいか)	沖縄国際大学総合文化学部 講師 (発達障がい児者への支援、こども臨床、臨床心理学)	
横江 崇 (よこえ たかし)	美ら島法律事務所 弁護士 (沖縄県社会福祉審議会委員、子どもシェルターおきなわ理事長)	

事務局：沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課

